

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認・請求を行う体制を有し、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な情報を取得活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めています。この体制により令和 6 年 6 月 1 日から、健康保険法の診療報酬算定に基づき医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算 1・・・初診時 3 点(月 1 回)

医療情報取得加算 3・・・再診時 2 点(3 ヶ月に 1 回)

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算 2・・・初診時 1 点(月 1 回)

医療情報取得加算 4・・・再診時 1 点(3 ヶ月に 1 回に限る)

医療 DX 推進体制整備加算・・・初診時 8 点(月 1 回)

※ マイナ保険証は月 1 回ではなく、受診の都度毎回確認が必要です
(健康保険法施行規則第 53 条等)

※ 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

情報通信機器を用いた診療について

当院では、かかりつけ患者様を対象に情報通信機器を用いた診療を行っております。
情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬を処方いたしません。